茨城県依存症等対策支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　知事は、アルコール依存症を含むアルコール関連問題、薬物依存症、ギャンブル等依存症（以下「依存症等」という。）を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、県が適切と認める依存症等に関する問題の改善に取り組む民間団体が実施する活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

２　前項の補助金の交付に関しては、「茨城県補助金等交付規則」（昭和36年６月19日茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」（平成30年３月29日付厚生労働省発障0329第11号厚生労働事務次官通知）、「地域生活支援促進事業実施要綱」（平成29年９月７日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「実施要綱」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（補助対象団体）

第２条　補助対象となる民間団体は、依存症等に関する問題の改善に取り組んでいる団体（取り組もうとする団体を含む。）であって、次の各号のすべてに該当する団体とする。

（１）県内に活動の拠点を置き、かつ、県内で活動を行う団体であること。

（２）社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公　益財団法人、一般財団法人、その他の法人格を有する団体又は任意団体であり、１年以上の活動実績を有すること。

（３）定款又は規約等を有し、代表者が明らかであること。

（４）団体としての意思決定により事業執行ができ、会計経理が明確であること（団体として金融機関の口座を有していること）。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、対象から除くものとする。

　（１）国及び地方公共団体。

　（２）営利活動、政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体。

　（３）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号第２条第３号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）。

　（４）暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）。

　（５）暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者。

　（６）暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者。

　（７）自己、団体若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

　（８）暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者。

　（９）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。

　（10）暴力団員と密接な交友関係を有する者。

　（11）その他、本事業の趣旨に照らし、補助対象としてふさわしくないと認められる団体。

（補助対象事業等）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号の全ての要件を満たすものとし、事業区分、事業内容、基準額、対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

　（１）複数の市町村にまたがって活動するなど広域的に行われる事業であること。

　（２）創意工夫や熱意をもって行われ、依存症状態にある者等に対する支援に資する効果的な事業であること。

　（３）他に国又は地方公共団体その他の団体等から助成を受けていない事業であること。ただし、既に助成等を受けている事業であっても、追加的に事業を実施する場合であって、既に受けている助成等と補助事業との費用助成を経理区分して実施する場合に限り、当該追加的な事業については、補助事業とする。

２　補助金の交付対象期間は、補助金交付決定日の属する年度の４月１日から３月31日までに活動した経費とする。

３　第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象から除くものとする。

　（１）専ら営利を目的とする事業。

　（２）主に政治、宗教、組合等の運動の手段として行う事業。

　（３）その他、本事業の趣旨に照らし、補助の対象としてふさわしくないと認められる事業。

４　第１項の規定にかかわらず、団体の運営のための経費は、補助対象から除くものとする。

（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第１号）を、別に定める日までに知事に提出するものとする。

（補助金の交付決定の通知）

第５条　知事は、補助金交付申請書を受理したのち、その内容が適正であると認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第２号）により補助金の交付決定の通知を行うものとする。

（申請の取り下げ）

第６条　規則第８条第１項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から起算して14日以内とする。

（補助条件）

第７条　この補助金の交付には、次の条件を付すものとする。

　(１) 補助事業の内容の変更（次条の軽微な変更を除く。）をする場合においては知事の承認を受けなければならない。

(２) 事業を中止し、または廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならない。

(３) 補助事業が年度内に完了しない場合または当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(４) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産のうち、価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

(５) 知事は、補助事業者が前項の規定により知事の承認を受けて処分することにより収入があった場合においては、その収入の全部または一部を県に納付させることができる。

(６) 補助事業により取得し、または効用が増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図るものとする。

（７） 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が０円の場合を含む。）には、仕入控除税額報告書（別紙様式１）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月30日までに知事に報告しなければならない。この場合において、補助金に係る仕入控除税額があることが確定したときには、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（８） 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、財産等がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(９) 知事は、補助事業を行う者が前各号に違反した場合においては、補助金の全部または一部を県に返還させることができる。

(10) 補助事業の対象経費について、重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（軽微な変更）

第８条　前条第１号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

　（１）事業の種類を変更し、または廃止すること。

　（２）整備、購入する品目の種類を変更すること。

（変更の承認等）

第９条　第７条第１項の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、予

　め補助金変更承認申請書（様式第３号）に変更の内容及び理由を記載した書類

　を添付して知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第10条　知事は、第５条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）から、補助事業について、必要に応じて遂行状況の報告を求めることができるものとする。

（概算払）

第11条　知事は、補助事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、補助金交

付決定額の全額を概算払することができる。

２　補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した補助金概算払申請書（様式第４号）を知事に提出するものとする。

（実績報告）

第12条　補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、または廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の３月31日のいずれか早い日までに補助金実績報告書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。

２　前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の補助金実績報告書を提出する際に、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成５年茨城県告示第404号）様式第102号）を併せて提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条　補助金の額の確定は、補助金交付額確定通知書（様式第６号）により行うものとする。

付　則

この要綱は、令和７年８月14日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

別表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 事業内容 | 基準額 | 対象経費 | 補助率 |
| アルコール関連問題の改善に取り組む事業 | （１）ミーティング活動  依存症等の問題を抱える者やその家族が、互いの悩みを共有することや情報交換ができる交流活動  （例：ミーティング会場を確保しての交流、専門スタッフの派遣による専門的助言等）  （２）情報提供  　依存症等の問題を抱える者やその家族の問題の解決に資する情報提供  （例：医療、保健、行政等の専門機関の情報提供等）  （３）普及啓発活動  　依存症等の問題に関する普及啓発活動  （例：依存症等の理解を促進する刊行物の発行、講演会等の開催等）  （４）相談活動  依存症等の問題の相談を受ける活動  （例：会場を確保しての相談対応、家族教室の開催、専門家からの助言等） | 50,000円を上限として知事が必要と認めた額 | 賃金、報償費[謝金]、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費[会議費]、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金（[]内は、公益法人等事業における対象経費名である。） | 10/10 |
| 薬物依存症に関する問題の改善に取り組む事業 | 50,000円を上限として知事が必要と認めた額 |
| ギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む事業 | 50,000円を上限として知事が必要と認めた額 |

（様式第１号）

第　　　　　　　号

年　　月　　日

　茨城県知事　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

令和　年度茨城県依存症等対策支援事業補助金交付申請書

　標記補助金について、茨城県依存症等対策支援事業補助金交付要綱第４条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

　１　交付申請額　　　　　金　　　　　　　円

２　添付書類

（１）実施計画書

　　（２）収支予定額調書

　　（３）所要額調書

　　（４）収支予算（見込）書抄本

　３　補助金受領の方法

　　　口座振替払

|  |  |
| --- | --- |
| 振込先 | 銀行　　　　　　　支店 |
| 預金種目 | ※いずれかに○  普通　・　当座　・　その他（　　　　　） |
| 口座番号 |  |
| （ﾌﾘｶﾞﾅ）  口座名義 |  |

（様式第２号）

第　　　　　　　号

年　　月　　日

　（申請者）　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　茨城県知事

令和　年度茨城県依存症等対策支援事業補助金交付決定通知書

　　　　年　月　日付け　　第　　　号をもって交付申請があった標記補助金について、茨城県依存症等対策支援事業補助金交付要綱第７条に定める条件を付して、下記のとおり交付することに決定したので、茨城県補助金等交付規則第７条の規定により通知します。

記

補助金の交付決定額　　　　　金　　　　　　　円

（様式第３号）

第　　　　　　　号

年　　月　　日

　茨城県知事　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

令和　年度茨城県依存症等対策支援事業補助金変更承認申請書

　　　　年　月　日付け　　第　　　号をもって交付決定があった標記補助金について、下記のとおり変更したいため、茨城県依存症等対策支援事業補助金交付要綱第９条の規定により申請します。

記

　１　変更の内容

　２　変更の理由

※交付申請書の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

（様式第４号）

第　　　　　　　号

年　　月　　日

　茨城県知事　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

令和　年度茨城県依存症等対策支援事業補助金概算払申請書

　　　年　月　日付け　　第　　　号をもって交付決定があった標記補助金について、茨城県依存症等対策支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、概算払を申請します。

記

　１　申請理由

　２　概算払申請額　　　金　　　　　　　円

（様式第５号）

第　　　　　　　号

年　　月　　日

　茨城県知事　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

令和　年度茨城県依存症等対策支援事業補助金実績報告書

　　　　年　月　日付け　　第　　　　号をもって交付決定があった標記補助金の事業実績について、茨城県依存症等対策支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

　関係書類

　（１）実績報告書

　（２）収支額調書

　（３）精算額調書

　（４）収支決算書抄本

　（５）その他参考となる書類

（様式第６号）

第　　　　　　　号

年　　月　　日

　（補助事業者）　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　茨城県知事

令和　年度茨城県依存症等対策支援事業補助金交付額確定通知書

　　　　年　月　日付け　　第　　　号をもって実績報告のあった標記補助金について、下記のとおり補助金の交付額を確定したので、茨城県補助金等交付規則第14条の規定により通知します。

記

補助金の交付確定額　　　　　金　　　　　　　　円

(別紙様式１)

第　　　　　　　号

年　　月　　日

　茨城県知事　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

令和　年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

　　　　年　月　日付け　　第　　　号により交付決定を受けた令和　　年度茨城県依存症等対策支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

１ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１５条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

　　　　　金　　　　　　　　円

２ 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

　　　　　金　　　　　　　　円

３ 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

団　体　概　要

令和　年　月　日現在

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 団体所管課 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者職氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |
| 設立根拠法令 |  |
| 設立目的 |  |
| 事業概要  （箇条書き） |  |
| 役員数  （職員数） |  |
| 会員数 |  |
| 令和　年度  予算額 | 総額　　　千円  　うち県補助金　　　千円  　うち県委託料　　　千円 |

収支予算（見込）書

収入

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 金額 | 適用 |
|  |  |  |
| 合計 |  |  |

支出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 金額 | 適用 |
| 【アルコール】  （１）ミーティング活動  （２）情報提供  （３）普及啓発活動  （４）相談活動  【薬物】  （１）ミーティング活動  （２）情報提供  （３）普及啓発活動  （４）相談活動  【ギャンブル等】  （１）ミーティング活動  （２）情報提供  （３）普及啓発活動  （４）相談活動 |  |  |
| 合計 |  |  |

　この収支予算（見込）書は、原本と相違ないことを証明する。

　　令和　年　月　日

　団体名

　代表者

収支決算書

収入

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 金額 | 適用 |
|  |  |  |
| 合計 |  |  |

支出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 金額 | 適用 |
| 【アルコール】  （１）ミーティング活動  （２）情報提供  （３）普及啓発活動  （４）相談活動  【薬物】  （１）ミーティング活動  （２）情報提供  （３）普及啓発活動  （４）相談活動  【ギャンブル等】  （１）ミーティング活動  （２）情報提供  （３）普及啓発活動  （４）相談活動 |  |  |
| 合計 |  |  |

　この収支決算書は、原本と相違ないことを証明する。

　　令和　年　月　日

　団体名

　代表者